

令和2年6月11日

関係先各位

首都圏青年ユニオン連合会

山川運輸（静岡県富士市・代表取締役鈴木 裕）における
労使紛争早期解決のための要望書

関係各位におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
私たち、首都圏青年ユニオン連合会は、あらゆる雇用形態で働く労働者を組織する個人加盟の労働組合です。

さて、本日、要請書をご送付申し上げますのは、お取り引き・許認可等をされておられる山川運輸において行われている違法行為について知っていただきますとともに、しかるべきご対応をお取りいただきたいと考えたためとなります。

すなわち、山川運輸では、当組合員が同社において在職中に、従業員の明示の同意なく一方的な各種乗務手当のカットや給与改定が行われました。

これは、当然に、労働契約法第9条違反となる行為であります。

当該行為に対して、当組合といたしましても、同社に対し、給与改定の撤回やカットされた手当の補填を求めて団体交渉を申し入れてまいりましたが、現時点まで、同社は取りつく島もない状況でございます。

これもまた、不当労働行為にあたる団体交渉の拒否にあたる行為と考えております。

同社は、これまでのやり取りの中で、乗務手当のカットや給与改定について、従業員の「明示の同意がないことは自認」されております。

もっとも、新型コロナウイルスの感染拡大などを理由に、いたずらに団体交渉を先延ばし、交渉場所を組合員に負担のかかる遠隔地での実施を要求するなどしており、団体交渉は実現しておりません。

しかし、同社は、上記の通り感染拡大を理由に団体交渉は行わない一方で、緊急事態宣言発令下の自粛期間中においても、県境をまたぐ営業を続けておりました。

山川運輸は、まさに、二枚舌を用いて経営幹部にのみ都合のいい解釈を繰り返し、従業員の生命、身体、財産を置き去りにした対応を行っております。

関係各位におかれましては、同社とのおつきあいがマイナスイメージになりはしないかと危惧をいたしております。

つきましては、山川運輸の状況を調査していただき、しかるべきご対応をお願いしたく存じます。

以上